時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千二三十號
明治廿一年八月廿八日 火曜日
舊戊子七月廿一日(辛、未)
日出午前五時十一分 日入午後六時十三分
月出午後十時零四分 月入午前十一時
滿潮午前九時十六分 午後九時三十三分
(西曆一千八百八十八年)

●時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

人品論

在ボーストン某生

古より人の品行の事に就ては學者の議論もあり聖人君子の說もありて其條理の正しきもの少なからず因果の理を說き人倫の貴きを諭し現世の苦界、未來の榮華を方便に用ひて或い嚇し或い勸め人の物を盜む勿れと云ひ惡業をなす勿れと云ひ孔孟釋迦耶蘇のの/\一円戸を張りて之に忙はしく人間の行狀は恰も學者の的の如く右から說と立つる者も左から之を論ずるものも其目的とする所は人間の行狀にして殆んど其的に餘地を剩さゞる程の有樣なり抑も人の行狀は最も貴重の事柄にして人生約束の大箇條あるが故に幾度これを論し幾度これを說くも實は厭き足らざる程の次第にして議論の多きは敢て怪しむに足らざれども其德教の人事に現はれたる成跡を見るに我東洋人と西洋人との間には德義の機を殊にするものあるが如し支那日本等の人惡人にあらず盜賊にあらず品行方正の善人君子は却て東洋に多しと云ふも可なる程なれども其日常の擧動を察するに何となく東洋人は人品野卑にして歐米人の嚴然動かす可らざる者と比すべからざる所あるは世界を遊歷して其人情風俗を審にしたる人の許す所ならん蓋し其殊なる所は宗旨の異同にもあらず又學識の淺深にも依らず別に一種の氣風を存して其人の行狀を支配する者あるが如し其氣風とは英語にて所謂 Self respect なるものにてセルフとは自身、レスペクトとは尊敬の意味にして即ち身躬から其身を重しとして自身を敬し以て其名譽を重ずるとのことなり此一事は古來我東洋の學者の餘り論ぜざる所にして却て其教は謙遜辭讓など〻て己れの身を卑ふして他を尊ぶを旨とし自卑他尊の一主義を以て世教れ根本と爲すもの〻如し然に今日西洋人の品行上に行はる〻氣風と觀れば自重自尊の主義を以て百行の本と爲し父母が子弟を喩すにも面目を汚す勿れと云ひ自敬の心を忘る〻勿れと云ひ教喩の久しき遂に其子弟の性と爲り成長の後に及ぶも此性質ます/\發達して乾然動かざるの氣象を見る可し今東西の士人に其氣象の相異なる一二例を示さんに我國は古來武勇の國と稱し苟も封建の士族にして武藝の一端を心得ざる者なく全國の士人出入必ず兩刀を帶し恰も泰平に居て武を忘れざる者あれば武勇の一點に至ては中々以て歐米人などの及ぶ所にあらず若しも彼等をして刀鎗の外に武器なからしめなば日本刀の下に顏色なきや明なり人々個々の勇氣に於て其東西の優劣斯の如くにして我武人の武は實に絕倫にてありながら古來日本に決鬪の談少なきは甚だ以て不審にあそあれ歐洲各國就中日耳曼、佛蘭西等に於ては其昔封建の時代より十九世紀の今日に至るまで決鬪の沙汰斷ゆることなく日耳曼の如き苟も壯年にして一度決鬪を爲さゞれば朋友に對して面目なく上等社會の仲間に入るを許さゞる程の有樣なり英國に於て決鬪は法律の嚴禁する所あるが故に其沙汰多からずと雖ども尙は武人社會又は上等社會の壯年仲間には往々其事ありて大に世人の評論を來すと少なしとせず扨この決鬪の次第を尋ぬるに或は女性の取り遣り或は金錢の貸借等其原因一にして足らずと雖ども大概そ讒謗罵詈等名譽の損害に依て起るもの多く之と法律に訴ふるも一度損害せられたる名譽は恢復の道なく止を得ず身を捨て〻其恥を雪ぎ敵を斃さゞれば自から斃れて止まんのミとの決心に出づるものにて即ち身躬から其身を重んじ其名譽と尊ぶの自敬心に發するものより外ならず其擧動粗野なるに似たれども心事の快活なる人間の一大美事と稱するに足る可し我國に於ては近頃名譽損害恢復の訴抔云へる一種新奇の流行を催はし堂々たる士君子にして身躬から其身の名譽を保護するの勇氣なく僅に政府の威權を仰ぎ區々たる法律の明文に依て私の目的を達せんことを謀り甚だしきに至ても損害要償抔とて其損害されざる名譽の代に金錢を受取り以て得意の色をなす者なきにあらずと云ふ我輩は其心事の賤しくして卑怯なるを驚くのミ世に所謂賤丈夫が今日糊口の爲めに此類の訴を爲すが如きは聊か嘗人れ情に於て恕す可き所なきにあらざれども苟も士君子を以て自ら任ずる上流社會に於ては啻に不似合にして卑劣なるのみならず智惠もなき所業とまそ云ふ可けれ名譽一度ひ害せらるゝい固より本人の不幸なれども若しも之を雪ぐ方便なく又勇氣もなくば寧ろ之を默々に附そ可なのみ人の噂も七十五日れ諺に洩れず日月の經過と共に風聞も消滅す可きものを好事にも態々公訴したるが爲めに世間の噂は却てます/\喧まびすしく遂には一生涯、人の口端に掛りて笑の種となる可し斯の如きい名譽の損害を恢復するにあらずして却て名譽と賣て錢に代ふるものと云ふ可し但し的にも云へる如く決鬪其事のみと觀る時は如何にも野蠻曖昧の振舞にして決して好む可き事柄にはあらざれども其事の由て生ずる所の本源い人生自敬の心にして人間品行の一大個條なれば之を仁義禮智信など云へる他の德義に比して更に甲乙の差別なきものと我輩は之と信ずる者なり

(以下次號)

官報

○勅令第六十三號 去る十九日の本欄に掲げたる勅令第六十三號中第十五條改正第二項師團長の下旅團長の三字は衍なりと昨日の官報に是正したり

○敍任及辭令
明治廿一年八月廿五日
非職長野縣警部長正七位 大野右仲
任山形縣南村山郡長
山形縣南村山郡長正七位 大野右仲
敍奏任官四等賜下級俸
山形縣南村山郡長從七位 相良守典
任福嶋縣北會津郡長
福嶋縣北會津郡長從七位 相良守典
敍奏任官五等賜下級俸
三重縣員辨郡長 鈴木隆
任三重縣安濃郡長兼奄藝河曲郡長
三重縣安濃郡長兼奄藝河曲郡長 鈴木隆
敍奏任官六等賜上級俸
非職徳嶋縣海部郡長正八位 田邊雷藏
任三重縣員辨郡長
三重縣員辨郡長正八位 田邊雷藏
敍奏任官六等賜中級俸
農商務次官 花房義質
佛國巴里府萬國大博覽會事務副總裁被仰付
(各通)
福嶋縣北會津郡長 諏訪伊助
三重縣安濃郡長兼奄藝河曲郡長 石津正一
非職ヲ命ス(以上八月二十五日内閣)
農商務四等技師 山本五郎
京都府外一府十五縣聯合繭生絲茶綿麻紙織物繡陶器漆器共進會審査長トシテ京都府ヘ出張ヲ命ス(八月二十五日同)

○伯耆富士異狀なし 東京府下一二の新聞紙に伯耆富士鳴動する由を記載せるものありしが右は事實なき說なり(内務省)

雜報

○條約改正の方向 條約の改正は久しく我國一般の希望せし所にて之れが爲めには當局の人も少なからざる心配を爲せし事なるが去年愈々改正の實行せられんとする際さあるに際し俄に中止する事となり殊に當時外務大臣たりし井上伯は其職を辭して大隈伯之に代り爾來條約の改正に付ては更らに何の風聞さへなき有樣とはなれり去り乍ら現行條約改正の期は明治四年にして此期を過る十六年後の今日に至り尙は之を繼續履行するい我國は勿論、諸條約國の堪ふる所にあらざる可し今日までの處にては條約の改正を果すに忙はしく當局者の目的只管前途にありしを以て現行條約の施行は深く注意を惹かざりしもの〻如く例へば遊步規程の域を超えて外國人の旅行するみとあるも條約に照して必ずしも一々旅券の有無を嚴問せざる抔到底此條約を繼續履行するの意は雙方の間に無かりしより之が施行よも嚴重の跡なく日本國が條約に於て得たる權理は詰り滿足すべきものにあらず滿足す可からざる權理と張りて外人の感情を損し大に得んとするの權理利益に妨げを來すは策れ得たるものに非ずと云ふの有樣ありしも前隙の如く其計畫は中途にして止み遂に其目的を果す能はず云はゞ今日の場合は納解取らずの仕合となりたり去れど到底此條約を何時まで此儘に置くべきにあらざれば改正の議を提出するまと無論なれども其改正を果して新條約れ利を享くるに至る迄は多少の歲月を要すると是迄の實例に照して明白なるに其間從來の權理利益と漫然に付し去るは我國の利害に於て許さゞる所あれば今後は出來る丈條約文面の通り嚴に履行し既に得たる權理は飽までも之を維持し其文面に與へざる利益は盡く之を享有して餘すなからしめんこと止むと得ざるの處置あるべし或は外國人の之が爲め不便を感ずることあらんなれども條約の許す所は之を忍び諦り現行

條約の缺點と
却て彼等の利
方に於ては現
一方に於てけ
正の順路なら
となりたるよ
なるは外國人
政府い何故に
かとは人々の
○西鄕伯、野
軍大臣には走
は小田原より
歸京しさりと
○樺山海軍次
府に到着しな
○箕作議官
に赴きたまし
○清浦警保局
し其後い長崎
田警部長其他
事實を取調べ
く筈なりしと
○行軍演習
道筋なる浦和
行するよし
○改正道路 芝車町
上)
に沿ひ一ノ橋
丁目と青山南
に達し北して
より市ヶ谷片
町を經右折し
日向水道端二
小石川竹早町
宮永町の間よ
差町に至り東
車坂町に達し
枕橋より業平
よ至り西よ折
挽町八丁目よ
丁目に至り○
町より旭橋を
橋より南八丁
し一は左折し
神道事務所地
場先通りと經
通に至り○八
○八重洲河岸
より雲母橋川
經て兩國廣小
して神田川に
御茶水新架橋
沿ひ駿河臺及
○雉子橋より
より新川に沿
牛込門内に至
り○靖國神社
靖國神社脇よ
谷町を經て麻
橋を經て安珍
谷本村町より
市ヶ谷田町二
り○船河原橋
西脇より牛天
坂下より傳通